



国分寺市



東京電力パワーグリッド

2024年5月14日

国分寺市

東京電力パワーグリッド株式会社立川支社

国分寺市と東京電力パワーグリッド株式会社立川支社との グリーントランスフォーメーションの推進に関する包括連携協定の締結について

東京都国分寺市（市長：井澤 邦夫、「以下、国分寺市」）、東京電力パワーグリッド株式会社立川支社（東京都立川市、立川支社長：富川 泰介「以下、東電PG立川支社」）は、本日、「グリーントランスフォーメーションの推進に関する包括連携協定」を締結しました。

本協定は、国分寺市のゼロカーボンシティ（2050年温室効果ガス実質ゼロ）の実現に向けて、環境・エネルギーの分野において、連携を強化することにより、相互の強みを最大限に活かし、地域課題の解決に協働して取り組むことにより、グリーントランスフォーメーションを推進し、脱炭素型社会・循環型社会を実現した持続可能なまちづくりを実現するものです。

国分寺市は、2022年に2050年までに温室効果ガス実質ゼロを目指す、「ゼロカーボンシティ」を表明し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを推進することにより、地域の課題解決と更なる地域の魅力創出、地域の一層の発展につなげるグリーントランスフォーメーションの推進を進めています。

東京電力グループは、2050年における二酸化炭素排出量実質ゼロを目標に掲げ、ゼロエミッション電源の開発やエネルギー需要の更なる電化促進などにより、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを始めており、国分寺市と共に具体的に以下の連携を進めてまいります。

<連携事項>

- 省エネルギーの推進に関すること。
- 暮らしに関わる電力サービスの多角的な展開の推進に関すること。
- エネルギーの地産地消、面的利用等の推進に関すること。
- 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること。
- 電化を基軸とした脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に関すること。
- レジリエンスの強化に関すること。
- 上記に掲げるもののほか、持続可能なまちづくりに関すること。

国分寺市と東電PG立川支社は、本協定の締結を契機に、様々な分野でも連携を図ることで、脱炭素社会・循環型社会・レジリエントな社会を目指すとともに、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

<別紙1> 国分寺市と東京電力パワーグリッド株式会社とのグリーントランスフォーメーションの推進に関する包括連携協定書

<別紙2> 国分寺市と東電PG立川支社の連携協定全体像

<別紙3> グリーントランスフォーメーションの推進に関する包括連携協定締結式

以上

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

国分寺市政策部政策経営課環境経営担当

TEL：042-325-0111（代表）

東京電力パワーグリッド株式会社多摩総支社広報・渉外担当

TEL：090-3549-2351（直通）

国分寺市と東京電力パワーグリッド株式会社とのグリーントランスフォーメーションの推進に関する包括連携協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、国分寺市におけるグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）を推進し、持続可能なまちづくりを実現するため、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、環境・エネルギーの分野において相互に連携・協働し、省エネルギー、再生可能エネルギー等の利活用、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ効率的に推進するとともに、レジリエンスを強化することにより、GXを推進し、脱炭素型社会・循環型社会を実現した持続可能なまちづくりを実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し、協力するものとする。

- (1) 省エネルギーの推進に関すること。
- (2) 暮らしに関わる電力サービスの多角的な展開の推進に関すること。
- (3) エネルギーの地産地消、面的利用等の推進に関すること。
- (4) 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること。
- (5) 電化を基軸とした脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に関すること。
- (6) レジリエンスの強化に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、持続可能なまちづくりに関すること。

2 乙は、甲との間で事前に協議した上で、乙の関係会社に連携事項の一部を実施させることができる。なお、乙は、乙の関係会社が本協定の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、乙の関係会社による連携事項の一部の実施に係る一切の行為について、乙がなしたものとして、甲に対し、一切の責任を負う。

（意見交換等）

第3条 甲及び乙は、連携事項を効果的かつ効率的に推進するため、定期的に意見交換を行うものとする。また、連携事項に関する具体的な取組の内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途決定する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た事項（個人情報以外の事項であって公知であるものを除く。）については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。ただし、事前に書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協定の変更)

第5条 甲又は乙が本協定の内容について変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、1年間延長されるものとし、以後もこの例によるものとする。

(協定の終了)

第7条 前条の規定にかかわらず、甲又は乙は、相手方に対する3か月前までの書面による申入れによって、本協定を終了することができる。

(反社会的勢力排除に関する表明・保証)

第8条 乙は、本協定締結時及び締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと及び自己の役員（取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。

2 乙が前項の表明・保証に違反したときは、甲は、何らの催告を要せずして、本協定を解除することができる。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年5月14日

甲：国分寺市
市長

井澤 邦夫 印

乙：東京電力パワーグリッド株式会社
立川支社長

富川 泰介 印

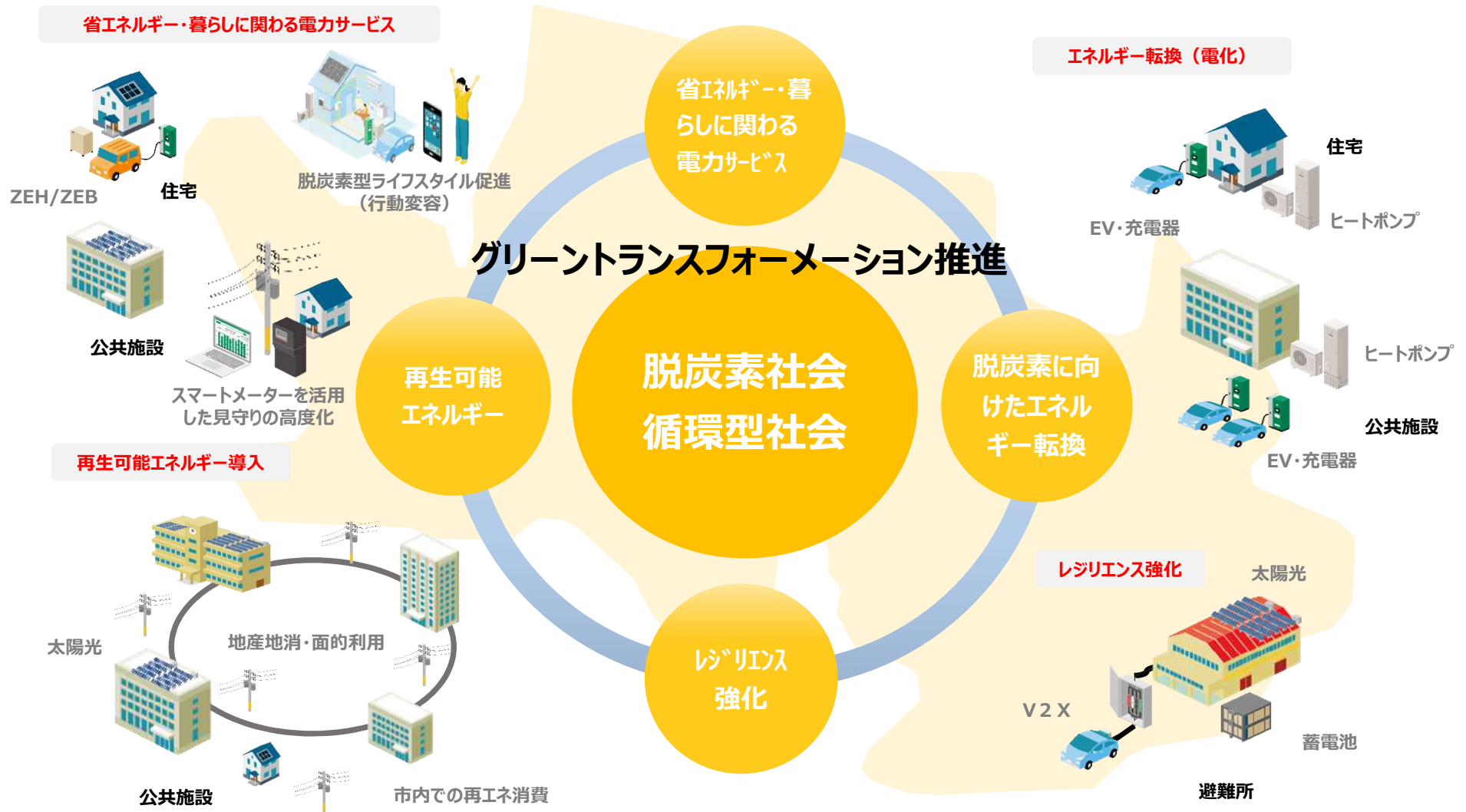
国分寺市と東京電力パワーグリッド（株）立川支社の連携協定全体像

<別紙2>



【本協定が目指すところ】

グリーントランスフォーメーションを推進し、脱炭素社会・循環型社会を実現した持続可能なまちづくり



グリーントランスフォーメーションの推進に関する包括連携協定締結式



【左から、井澤国分寺市長、富川立川支社長（東電PG）】